

《静岡県において旧基準で受審した場合の取扱の概要》

《2—(1)》

旧基準で受審した経営事項審査結果通知書において、「雇用保険」及び「健康保険及び厚生年金保険」の加入有無欄について、いずれも「除外」となっている場合

《2—(2)》

旧基準で受審した経営事項審査結果通知書において、「雇用保険」及び「健康保険及び厚生年金保険」の加入有無欄について、「1」及び「2-(1)」以外の場合

《1》

旧基準で受審した経営事項審査結果通知書において、「雇用保険」及び「健康保険及び厚生年金保険」の加入有無欄について、いずれかが「無」となっている場合

2-(2)-イ

平成24年4月から
同年6月までに受審

総合評定値(P)に影響がない
ため

2-(2)-ア

平成24年3月以前に受審

総合評定値(P)に影響がある
場合もあるため

総合評定値(P)に影響があるため

旧基準の経営事項審査結果により資格審査の申請を受け付けます。

《再審査の必要なし》

新基準の経営事項審査結果により資格審査の申請を受け付けます。

《再審査を必ず受審》